

ロシア連邦
連邦法

連邦法「情報、情報技術についておよび情報の保護について」の、
ならびに連邦法「ロシア連邦における情報通信ネットワーク「インターネット」上での外国の者の活動に
ついて」第11および第15条の改正について

国家院（下院）採択 2024年6月11日

連邦院（上院）承認 2024年6月19日

第1条

2006年7月27日付連邦法第149-FZ号「情報、情報技術についておよび情報の保護について」（ロシア連邦法令集、2006、No. 31、掲載番号3448；2014、No. 48、掲載番号6645；2015、No. 29、掲載番号4390；2017、No. 27、掲載番号3953；No. 31、掲載番号4825；2019、No. 18、掲載番号2214）に以下の変更を施す：

1) 第10条の3第1項の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する；

2) 第15条の6において：

a) 第1項第2号の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する；

b) 第2項の1の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する；

3) 第15条の6-1において：

a) 第2項の：

第1段落の、「マスコミおよびマスメディア分野における国家政策の策定と実施および法的規制に係わる機能を遂行する連邦行政機関」という文言を「マスインフォメーション、マスコミ、情報技術および通信分野における監督および監視の機能を遂行する連邦行政機関」という文言に差し替える；

第2号の、「電子的形態によるロシア語および英語の根拠ある決定」という文言を、「採択された根拠ある決定についての電子的形態によるロシア語および英語の通知」という文言に差し替える；

第3号を失効したものと認める；

b) 第3項の：

第1段落の「マスコミおよびマスメディア分野における国家政策の策定と実施および法的規制に係わる機能を遂行する連邦行政機関が下した、ネットワーク「インターネット」上のサイトをブロックされたサイトのコピーとみなす旨の根拠ある決定の、相互連絡システムによる到着」という文言を「ネットワーク「インターネット」上のサイトをブロックされたサイトのコピーとみなす旨の根拠ある決定の採択」という文言に差し替える；

第2号の、「マスコミおよびマスメディア分野における国家政策の策定と実施および法的規制に係わる機能を遂行する連邦行政機関、」という文言を削除する；

第5号の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する；

c) 第5項の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する；

4) 第15条の8：

a) 第6項の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する；

b) 第8項の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する；

c) 第16項の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する；

第2条

2021年7月1日付連邦法第236-FZ号「ロシア連邦における情報通信ネットワーク「インターネット」上での外国の者の活動について」（ロシア連邦法令集、2021、No. 27、掲載番号5064）に以下の変更を施す：

1) 第11条の：

a) 第1項の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する；

b) 第2項の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する；

c) 第4項の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する；

2) 第15条の：

a) 第1項の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する；

b) 第2項の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する；

c) 第3項の、「、ロシア連邦領内に所在する消費者の注意を引くことを目的とした広告をネットワーク「インターネット」上で流布させている、」という文言を削除する。

第3条

1. 本連邦法は、本連邦法第1条を除き、それが公布された日をもって発効する。
2. 本連邦法第1条は2024年10月1日をもって発効する。
3. 必須要求を定めている、2006年7月27日付連邦法第149-FZ号「情報、情報技術についておよび情報の保護について」第15条の6-1（本連邦による改訂版）に示されているロシア連邦の法規文書に対しては、2020年7月31日付連邦法第247-FZ号「ロシア連邦における必須要求について」第3条第1および第4項の規定は適用されない。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン
2024年6月22日
第158-FZ号